

改修工事特記仕様書				
<p>1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(別) は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。</p> <p>部分完成 ・ 無 ・ 有 () 部分引渡し ・ 無 ・ 有 ()</p> <p>1. 保険及び保証 ・ 建築工事保険 (保険証の写しを提出) ・ 請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・ 管理財物担保特約に加入のこと) ・ 法定外労災保証制度 (加入証明書を写しを提出)</p> <p>2. 建設共済等 ・ 建設業退職金共済制度 当初請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>※資材の購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>	<p>⑦交通安全管理 交通誘導員 ※配置する 1名以上(大型車両等の出入時) ・配置しない (1.3.8) ※中瀬小学校は常時1名を配置すること。</p> <p>⑧建築材料等 ※本工程に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。 (1.4.5) ())</p> <p>⑨化学物質を発生する 本工程に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品</p> <p>⑩特別な材料の工法 標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>⑪技能士 ※適用する ・適用しない (1.5.2) ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・石材施工 ・ALCパネル施工 ※防水施工 ・タイル張り ・建築大工 ・建築板金 ・左官 ・塗装 ・建具製作 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 ・造園</p> <p>⑫施工の立ち会い等 下記事項は監督職員の立会い検査を受けなければならない。(1.5.7) ・杭打作業中 ○鉄骨製品検査 ○鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ○基礎及び各階コンクリート打設時 ○基礎及び各部配筋完了時 ○防水層の施工 ・組積の時 ○仕上げ検査(監督職員の指示による) ○材料検査(監督職員の指示による) ○完成確認(中間完成を含む) ○製品検査(監督職員の指示による) ○ベンチマーク ○竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会い検査を受ける。</p> <p>13 化学物質の濃度測定 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン (1.5.9)パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う(改修部分のみ) ○行わない 測定対象室 ・図示 ○内部改修を行う室 測定箇所数 ・図示 ・箇所 採取方法 ○文部科学省の定めるところによる。 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置</p>	<p>⑬完成図等 ○作成する ・作成しない (1.7.1~3)(表1.7.1) 種類 ※標仕 表1.7.1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立上面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※2部 ・</p> <p>⑭記録 工事記録については下記による。(M4版) ※以下一式(工事写真の撮り方 建築編 に準拠する) ※工事着工前 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ・手札版 ()部 ・カラーキャビネ版 ()部 ・専門家撮影、アルバム編集の上提出 ()部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。 ・電子データとし、CD-Rにて提出 ()部 ・監督職員の指示による ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。</p> <p>⑮現況復旧 工事施工に際し、在来部分を汚損した場合は修復した場合は、構造・仕上げとも在来にならない補修する。</p> <p>⑯設備工事との取合い 設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の型枠及びそれらの補強 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・</p> <p>⑰設計GL ※図示のベンチマーク(B.M) mm(現状地盤はB.M mm) ※工事着手前に監督職員の確認を必ず行うこと。</p> <p>⑱社内検査報告書 工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。</p> <p>⑳完成引渡し後の点検 ・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事的物の瑕疵点検を実施する。</p> <p>㉑随時検査 発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。</p> <p>㉒施工体制台帳の提出 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、発注業者についても記載すべき下請人員の範囲を含むものとする。</p>	<p>①災害及び公害の防止 ※「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。(3.1.3)</p> <p>②根切り 工事に先立ち必要と思われる埋設物等の調査を行う。(3.2.1)</p> <p>③埋め戻し及び盛土 種別 (3.2.3)(表3.2.1.) ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 建設発生土受け入れ量 m³ 発生場所 ()</p> <p>④建設発生土の処理 ※構外搬出適切処理 (3.2.5) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 () ・構外指示の場所に処分 搬出調査等を提出する。 受入れ施設名・場所 () 仮置場所 () ※建設発生土(50m³以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p>	
<p>1章 一般共通事項</p> <p>①適用基準等 ※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ※工事写真の撮り方(平成24年版)建築編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>②工事実績情報の登録 ※請負金額が500万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)</p> <p>③品質計画 ※建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。(1.2.2) 風速 (V₀)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Z_b=5 Z_g=450 α=0.20) ・Ⅱ (Z_b=5 Z_g=350 α=0.15) 積雪区分 ・30 cm ○40 cm ・</p> <p>④電気保安技術者 ・適用する ○適用しない (1.3.3) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする</p> <p>⑤施工条件 ・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・敷地外 (1.3.5) ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ・工事期間中は、施設利用者の安全につとめること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員を配置し、安全確保に努めること ・搬動、騒音、ほこりでの作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと。</p> <p>⑥発生材の処理等 ・引渡しを要するもの () (1.3.11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物 (・無 ・有) 処理方法 () ※ 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。</p>	<p>特記事項</p> <p>変更事項</p> <p>目録</p>	<p>日付 19.05.07</p> <p>概算</p> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p>	<p>名称 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年度夏工事)</p> <p>第 号 共通改修特記仕様書(1)</p> <p>図次</p> <p>図印</p>	<p>図表番号 A-01</p>

2章 仮設工事	1 足場その他	内部足場 種別 〇きやつ、足場板等 ・移動式足場 [2.2.1] 外部足場 種別 〇くさび緊結式(手すり先行工法) ・ 防護シートによる養生 ・行わない 〇行う [2.2.1] 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)
	2 養生その他	
	3 仮設間仕切り	(a)設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1] 種別 下地 仕上材(厚さmm) 充てん材 塗装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0) ※無し ・B種 ・木下地 ※せつこうボード(※9.5) 厚さ mm ・片面 ・C種 ・単管下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ・合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り
	4 監督職員事務所	・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 m程度 ・仕上げ:床、壁、天井 程度)
	5 工事用水	構内既存の施設 ※利用できる 〇有償 ・無償 ・利用できない
6 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる 〇有償 ・無償 ・利用できない	

10 透水性アスファルト舗装	厚さ ※歩道部30mm (22.7.2) 平坦性 ※著しい不陸がないもの アスファルト ・歩道部 ※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1) 試験練り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)
11 ブロック系舗装	目地材 ※砂 ・モルタル (22.8.2) 舗石の基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装 平坦性 ※歩行に支障となる段差がない(3mm以下) 舗石の種類 ・形状 ・寸法 コンクリート平板の種類及び寸法 ・N300 (22.8.3) インターロッキングブロック 材質 形状 普通 t=60 クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 表面加工 種類 寸法
12 砂利敷き	材料 ・A種(通路) ・B種(建物周囲その他) (22.9.2)

4章 外壁改修工事	1 施工数量調査	調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 [1.5.2] 調査内容 ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、 漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 調査報告書の部数 ※1部
	2 改修工法の種類	[4.1.4~5] 外壁の種類 種類 改修工法 ・コンクリート ・ひび割れ部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 打放し仕上げ ・欠損部 ※充填工法 ・モルタル塗り仕上げ ・ひび割れ部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 ・欠損部 ・充填工法 ・モルタル塗工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・タイル張り仕上げ ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・欠損部 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・目地 ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法 〇塗り仕上げ ・薄付け仕上塗材塗り ・可とう形改修用仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り 〇軒天用継承骨材仕上塗り ・複層仕上塗材塗り ・マステック塗材塗り
	3 ひび割れ部改修工法	・樹脂注入工法(・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4.1.4][4.3.4] 注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入間隔(mm) 注入量(cc/m) 備考 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※ ・手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 ・機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形) 検査(コア抜取り) ※行わない ・行う(抜取り部の補修方法:) ・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5] 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない ・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 ※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・CB面) ・エポキシ樹脂モルタル() ・モルタル塗替え工法(改修幅は4.2.2(g)による)
4 欠損部改修工法		

5 浮き部改修工法	[4.1.4][4.4.10~4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]					
	改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m ²)	注入口の箇所数(箇所/m ²)	充てん量		
	(モルタルを撤去しない場合)	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25			※25ml
	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25ml
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					※50ml	
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9	※16			※25ml	
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25ml	
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9	※16	※9	※16	※50ml	
※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする						
アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの 注入口付アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm						
6 既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]					
	工法	処理範囲	下地面の補修			
・サンダー工法	※既存仕上面全体	・ひび割れ部改修工法				
〇高圧水洗工法	※既存仕上面全体	・浮き部改修工法				
・塗膜はく離削工法	※既存仕上面全体	・欠損部改修工法				
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体					
7 仕上げ塗り材仕上げ	下地調整材 [4.2.2][4.6.3] ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用					
	種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]					
	種類	呼び名	仕上の形状			
	・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・凹凸状			
	・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 上塗材 ・水系アクリル ・水系アクリルシリコン 外観 ※つやあり ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う			
〇軒天用軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材 ・可とう用軽量塗材	〇砂壁用 ・平坦状				
8 設計数量	外壁部位					
	種類	工法	数量	備考		
	・コンクリート打放し面	・ひび割れ ・欠損部	※Uカットシール材充填工法 ※エポキシ樹脂モルタル充填工法	m		
	・モルタル塗り仕上げ面	・ひび割れ ・欠損部	※Uカットシール材充填工法 ・自動式低圧Eポキシ樹脂注入工法 ※充填工法	m	箇所	
	・浮き部	※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	m			
※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を超える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。						

9
章
環
境
配
慮
改
修
工
事

① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針
	・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
	2 アスベスト含有建材の処理工事 アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示
	3 アスベストの含有調査 分析による確認 ・行う（下表による） ・行わない
	4 アスベスト含有吹付け材の除去 アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3] 除去吹付け材（ ）含有場所（ ） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う
5 アスベスト含有仕上塗材の除去	

表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定				
測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定4	吸排気ダクト入口	1点	密閉の状況を確認
	測定5	負圧・除じん装置の排気吹き出し口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2
処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-
	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気

(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。

(注)2. 集じん・排気装置の性能確認

表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3µm未満、長さ5µm以上、長さ直径比3：1以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。				
除去工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他()				
官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない 外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要とする。 アスベスト粉じん濃度測定 ※行う(試験施工時) ・行わない [9.1.3]				
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定				
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考
試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界 ・図示による	2方向各1点	
(注)1. 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 なお、工法の再選定する場合は、協議の上契約変更を行うことができる。				
6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 [9.1.4] 除去保温材()含有場所() 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う			
7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 [9.1.5] 除去成形板() 含有場所() 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設			
8 特記事項	※本工事に配置管理される者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)			

新給食センター配送校給食室改修工事（令和1年夏工事）解体工事特記仕様書

総 則

工 事 概 要

1. 工事場所 伊賀市 地内

2. 工事種目 解体工事

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成24年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。

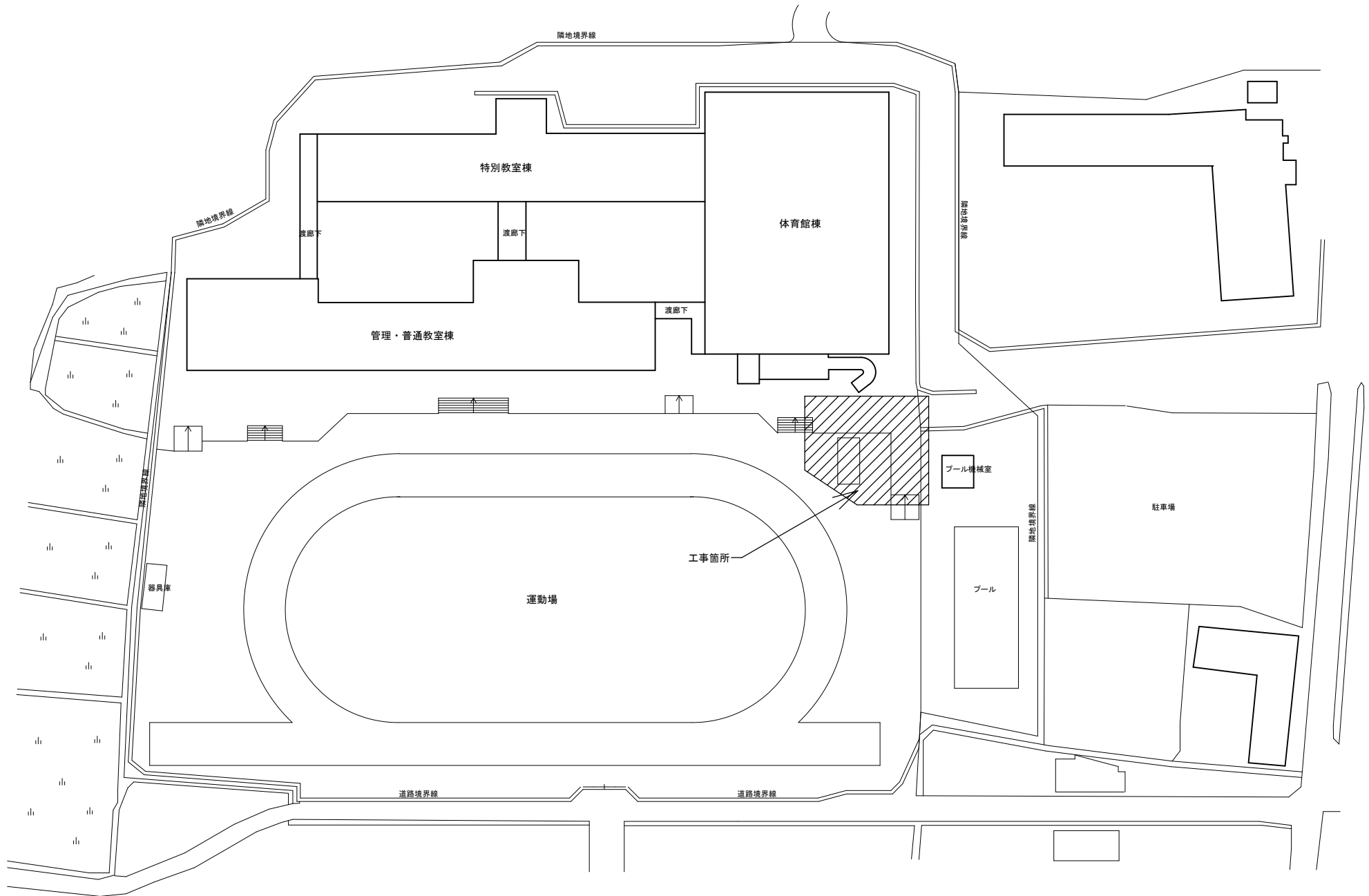
2. 特記仕様
新宮特記仕様書による

章 項 目	特 記 事 項
1 章 一般共通事項	新宮特記仕様書による
2 章 仮設工事	<p>① 騒音・粉塵等の対策 [2.2.1]</p> <p>② 騒音、粉塵等の対策 ※ 防音パネルを隙間なく取付ける。 ○ 防音シートをジョイントの重ねと結束を十分に施す。 ○ メッシュ金網、養生シート等を隙間なく取付ける。 ・ なお、シート類は防炎処理されたものとする。 ※ 防音パネル等を取り付ける足場等の範囲 ※ 図示による。</p> <p>③ 設ける。(規模・備品等の設置は下記による) ・設けない 構内既存の施設 ○利用できる(○有償 ・無償) ・利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(○有償 ・無償) ・利用できない</p>
3 章 解体施工	<p>1 杭 [3.9.2] 杭の解体 ・行う ・行わない ・ 引抜き工法 ・ 破砕による解体</p> <p>② 構内舗装等 [3.10.1] ○ 樹木等の伐採 ○行う ・行わない ○ 樹木等の伐採抜根 ○行う ・行わない ○ 樹木等の移植 ・行う ○行わない ※ 対象樹木等は図示による。</p> <p>③ 地下埋設物等 [3.11.1] 地下埋設物及び埋設配管等の解体 ○行う ・行わない</p> <p>④ 埋戻し、盛土及び整地 [3.12.1] 解体後の埋戻し ○行う ・行わない 盛 土 ○行う ・行わない</p>
4 章 建設廃棄物の処理	<p>① 再資源化等 [4.4.1] 中間処理施設（廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設） 再資源化施設（同上） 蛍光灯、HIDランプ ・行う ○行わない 硬質塩化ビニル管・継手 ・行う ○行わない ガラス ・行う ○行わない 木材の縮減 ・行う ○行わない 現場での利用 ・行う ○行わない</p> <p>2 産業廃棄物 広域認定制度 [4.4.2] 産業廃棄物の広域的処理 ・行う ・行わない</p> <p>③ 最終処分 [4.4.4] 最終処分物（引渡しを受ける物及び再資源化を行うもの以外の物） 最終処分場（廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設）</p> <p>4 処理に注意を要する建設廃棄物 [4.5.1] ・ C A 処理木材 ・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード ・ 上記以外の石膏ボード ・最終処分 ・再資源化</p> <p>④ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員に A 票及び E 票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。</p>

5 章	<p>① 施工調査 特別管理産業廃棄物等の調査 ・行う ○行わない [5.1.2]</p> <p>② 特別管理産業廃棄物等の処分等 特別管理産業廃棄物等の処分等 ・行う ○行わない [5.4.1]</p> <p>3 PCBを含む機器類 微量PCBの分析調査 ・行う ・行わない [5.4.3]</p> <p>4 PCB含有シーリング材 分析調査及び撤去 ・行う ・行わない [5.4.4]</p> <p>5 廃油 ・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理 [5.4.5]</p> <p>6 廃酸・廃アルカリ ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理 [5.4.6]</p> <p>7 ダイオキシソ類 サンプリング調査 ・行う ・行わない [5.4.7]</p>	<p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p>																																																																																
6 章	<p>① 一般事項</p> <p>② 施工調査 分析による調査 ・行う ○行わない [6.1.2] ※発注者にて必要箇所の分析調査を行う。</p> <p>③ アスベスト含有吹付け材の除去 アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ○無 [6.1.3] 除去吹付け材（ ）含有場所（ ） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表6.4 アスベスト粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td>処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定4</td> <td>ゼンマイ・ブーム入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>処理作業後 (隔障シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下または2点、300㎡以下または3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td colspan="3">位相差顕微鏡</td> </tr> <tr> <td>メンレンフィルタの直径</td> <td colspan="2">25mm</td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="3">直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離 ※行う [6.3.1] 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う 資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>④ アスベスト含有仕上塗材の除去 アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ○無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ）</p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1		測定2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1		測定4	ゼンマイ・ブーム入口	1点	空気の流れを確認		測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2		測定6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	—	処理作業後 (隔障シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1		測定8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	大気		測定 3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	計数機器	位相差顕微鏡			メンレンフィルタの直径	25mm		47mm	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野			計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考																																																																														
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																														
	測定2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計2点	大気																																																																														
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																														
	測定4	ゼンマイ・ブーム入口	1点	空気の流れを確認																																																																														
	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																																														
	測定6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	—																																																																														
処理作業後 (隔障シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																														
	測定8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																																														
	測定 3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																															
計数機器	位相差顕微鏡																																																																																	
メンレンフィルタの直径	25mm		47mm																																																																															
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																																																															
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																																																															
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																																																																	
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																																																																																	
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上																																																																																	
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																															

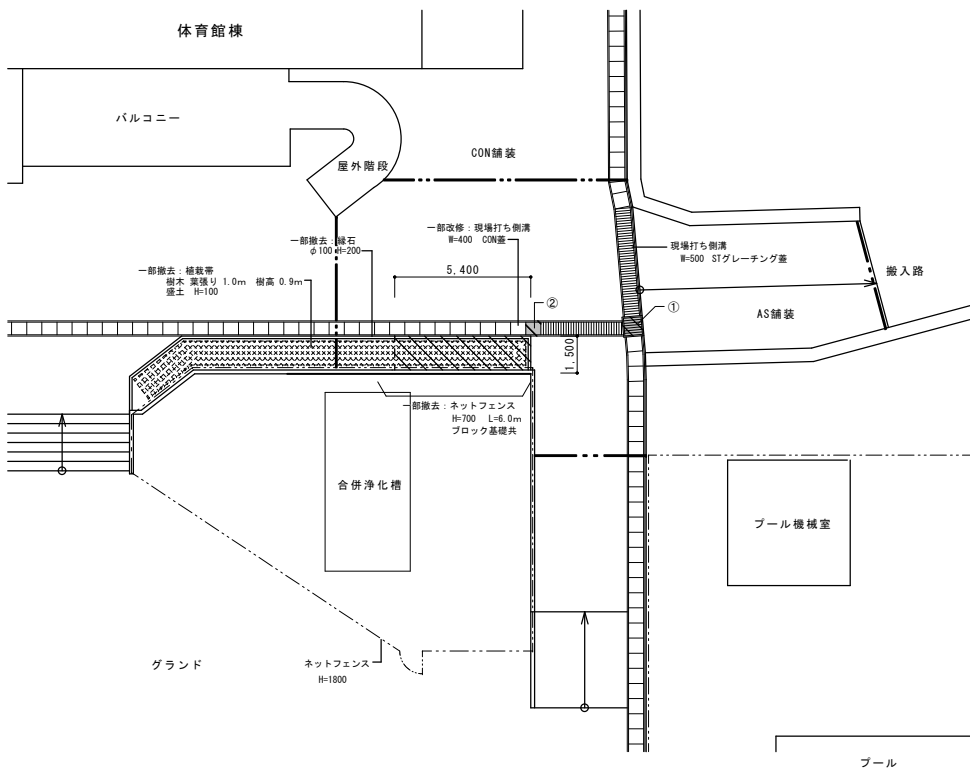
<p>アスベスト含有箇所 ・吹付剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) 吹付剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。</p> <p>撤去の範囲 ※全面撤去 除去工法 吹付主材、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。</p> <p>下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。</p> <p>除去工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による</p> <p>官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定 ※行う(試験施工時) ・行わない [6.1.3] 表6.4 アスベスト粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験施工時</td> <td>測定1</td> <td>※施行区画周辺 又は、敷地境界 ・図示による</td> <td>2方向各1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 なお、工法の再選定する場合は、協議の上契約変更を行うことができる。</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>5l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>120 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>0.5 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p> <p>⑤ アスベスト含有保温材等の除去 アスベスト含有保温材の有無 ・有 ○無 [6.4.1] 除去保温材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p> <p>⑥ アスベスト含有成形板の除去 アスベスト含有成形板の有無 ・有 ○無 [6.5.1] 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設</p> <p>7 特記事項 ※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)</p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	試験施工時	測定1	※施行区画周辺 又は、敷地境界 ・図示による	2方向各1点			測定1	計数機器		メンレンフィルタの直径	25mm	試料の吸引流量	5l/min	試料の吸引時間	120 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法	計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野	計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上	定量限界	0.5 f/l
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																								
試験施工時	測定1	※施行区画周辺 又は、敷地境界 ・図示による	2方向各1点																									
	測定1																											
計数機器																												
メンレンフィルタの直径	25mm																											
試料の吸引流量	5l/min																											
試料の吸引時間	120 min																											
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																											
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																											
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上																											
定量限界	0.5 f/l																											

特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-04
		依頼		名称	共通	種別	
		発注		名称	解体特記仕様書	種別	

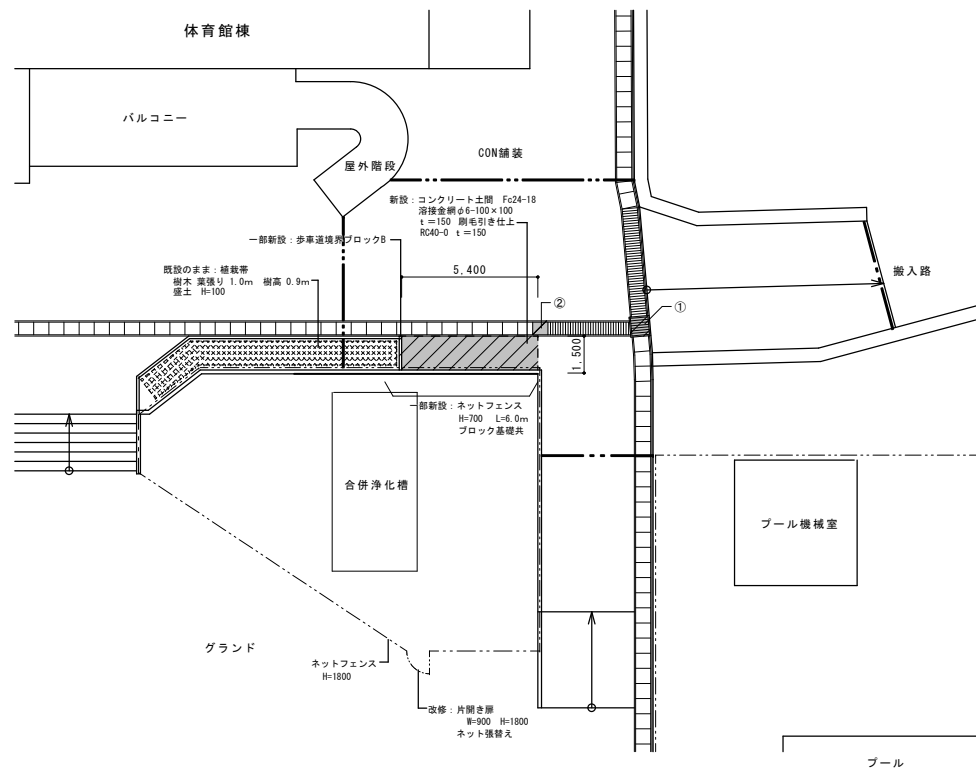


全体配置図 S = 1 / 400

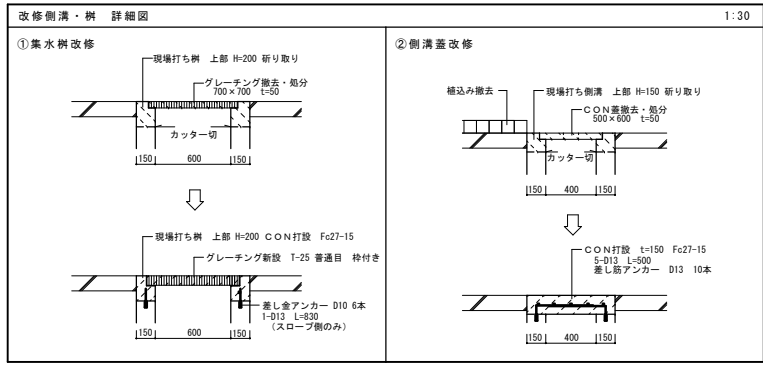
特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	柘植小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図番	A-05
		縮尺		図名	柘植小学校 配置図	縮尺	A3縦 縮小 A2縦1/400
		日付					



改修前 平面図 S=1:150

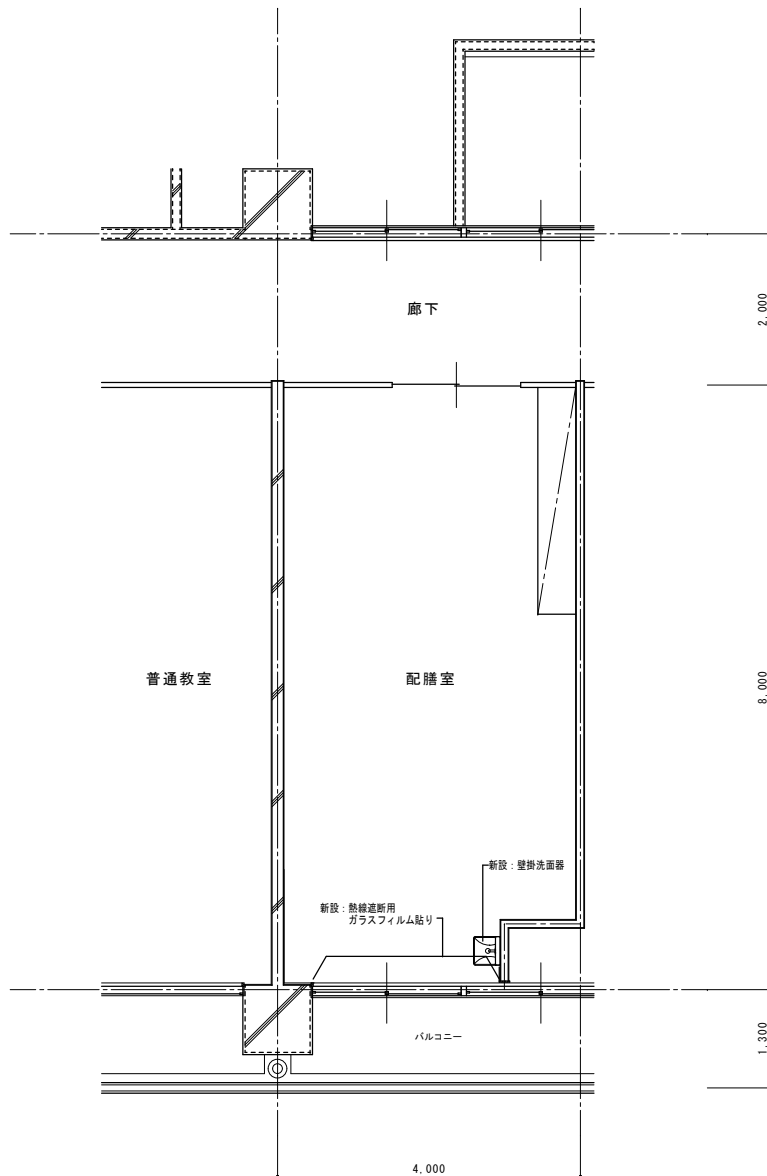


改修後 平面図 S=1:150

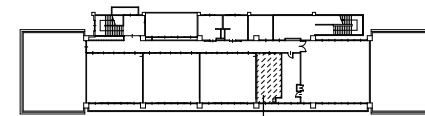


凡例	
	撤去範囲を示す
	新設範囲を示す
	単管バリケード(仮設工事)を示す 25.4m

特記事項	変更事項	年月	19.05.07	名称	柘植小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事	図面番号	A-06
		棟名		縮尺	A3版 縮小	発行	
		図名		縮尺	A2版 1/150, 1/30	発行	
		日付					

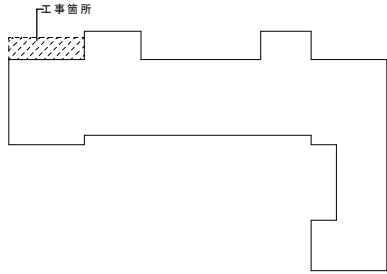


3階配膳室 平面図 S=1:50

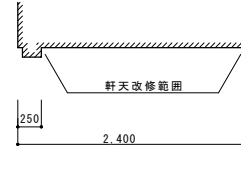


3階 平面図 NS

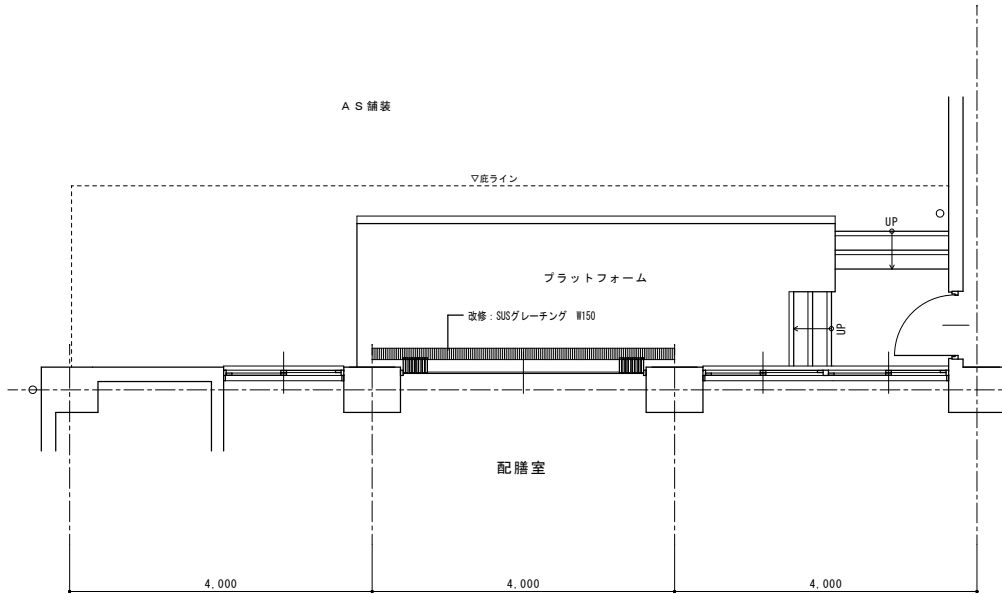
3階配膳室 改修内容	
ガラスフィルム貼り	熱線遮断用ガラスフィルム W 2,450 × H 1,940
衛生器具新設	壁掛洗面器： 380×350 バックガード付 自動水栓 参考品番 LIXIL L-A951A2C 壁面の既設プラグ止め配管に接続



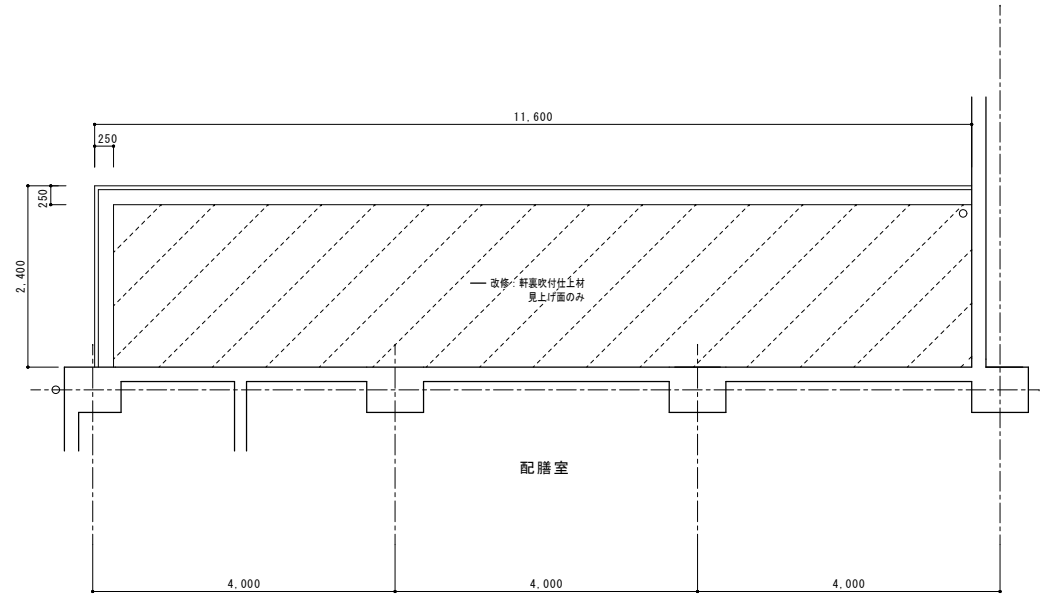
1階 平面図 NS



プラットフォーム 軒天断面図 S=1:50



プラットフォーム 平面図 S=1:50

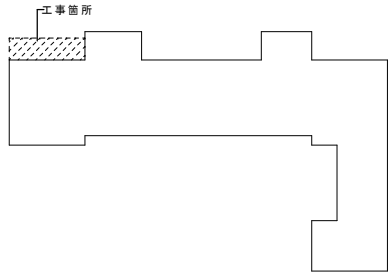


プラットフォーム 軒裏伏図 S=1:50

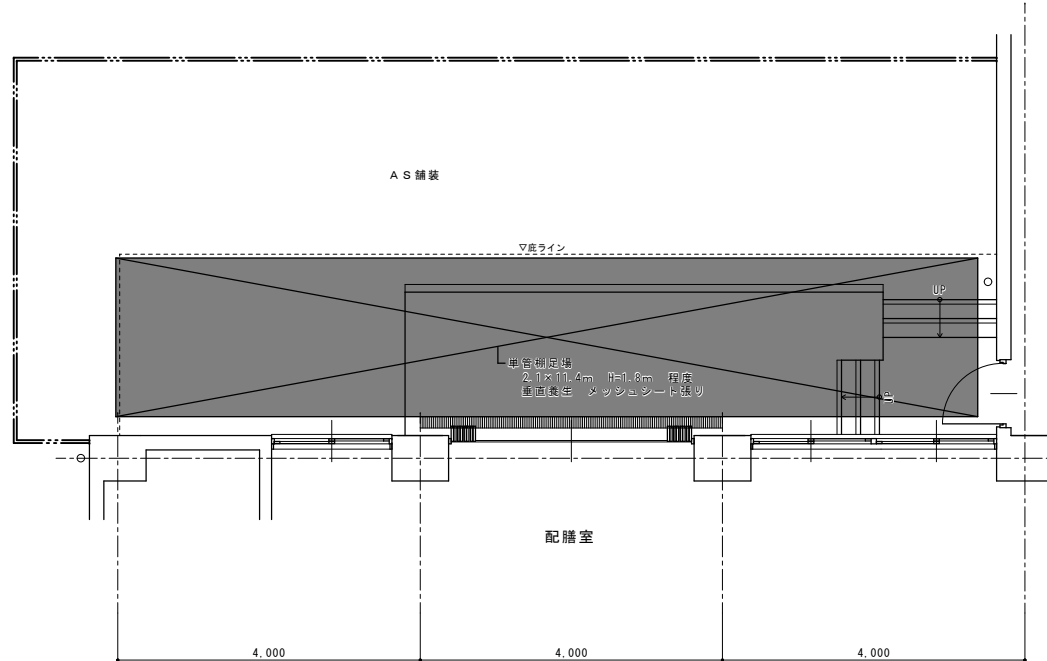
プラットフォーム 改修内容	
床	既設SUSグレーチング蓋 撤去・処分 SUSグレーチング蓋新設: #150 t=20 T-2 細目ノンスリップ

プラットフォーム軒裏 改修内容		軒天H = 6L+3,700
軒天	既設吹付タイル撤去 (高圧水洗工法) 樹脂入りモルタル薄塗り 軽集骨材仕上塗材吹付: ハーライト エマルジョン系 t=5	

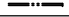

凡例	
	軒裏仕上 改修範囲を示す



1階 平面図 NS



仮設計画図 (2019年夏休み) S = 1 / 50

凡例	
	単管バリケードを示す 19.0m
	単管脚足場(箇面養生 メッシュシート張り共) H=1800を示す

特記事項 . . .	変更事項 . . .	目付 .	目付 19.05.07 棟原 原案	名称 拓植小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事) 図名 玉滝小学校 仮設計画図	縮尺 A3縦 縮小 A2横 1/50	図番 A-09 検印
---------------------	---------------------	---------	-------------------------	--	-----------------------	---------------